

J R 東 労 組 盛 岡

No. 18
2018年 10月 5日
東日本旅客鉄道
労働組合
盛岡地方本部

〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号
発行人 佐々木克之
編集人 情宣部
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

「労使間の取扱いに関する協約」 締結期間 2018年10月1日 ～2021年9月30日まで **3年間!** **締結!**

組合員だからこそ**労働協約**で守られています!

本部は9月20日「労使間の取扱いに関する協約」について3年間を有効期間として締結しました。今回の改訂は、団体交渉などの労使間協議や会議室などの一時使用など、便宜供与についての協約であり、交渉では今改訂を通じ「協約改定は組合活動を規制する主旨ではない」「労働条件に関する協約について変更・破棄はない」事を確認し、締結しています。よって出向や施策等の労働条件に関する協約は今まで通りの効力があります!

このような権利は今まで通り扱えます!! (一部を紹介)

- 会社から解雇通告された → 組合員であれば会社と協議する事ができます!
- 出向発令された → 組合員であれば出向期間は原則3年!
- 転勤発令・処分など → 組合員であれば簡易苦情処理及び苦情処理をだす事ができます!

詳しくチェック!



業務上の転勤等に対し、会社の権限が強い就業規則の内容に対し、組合員の権利を補完する内容が労働協約になっています。業務上の転勤等は必要であり、だからこそ定期面談や自己申告書などで、社員の生活環境を考慮した上で行う事が大切です。このように組合員を守るのが労働協約の役目です!

就業規則 第3章人事 (任用の基準) 第28条

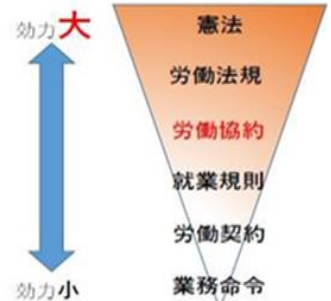
会社は、業務上の必要がある場合、社員に転勤、転職、昇職、降職、昇格、降格、出向、待命休職等を命ずる。

2 社員は、前項の場合、正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

労使間の取扱いに関する協約 (簡易苦情処理の範囲) 第38条

組合員が、本人の転勤、転職、降職、出向及び待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議に請求する事ができる。

効力は労働協約が上!



労働協約は組合員の権利!

会社と1対1になった時、とても弱い立場にあるのが社員です。だからこそ労働組合に加入し、組合員として、対等に会社に要求する、交渉する事が可能になる、それを守るのが労働協約であり、その効力は組合員のみです。不安なく仕事ができる環境を全組合員で継続して作りだしていきましょう!